「国土地盤情報データベース」への地盤情報の登録までの実施要領

１　目的

国土交通省は、官民が所有する地盤情報等の収集・共有・品質確保、オープン化を目的に（一財）国土地盤情報センターと連携し、平成 30 年から「国土地盤情報データベース」を運用している。このデータベースにより、国の機関や地方公共団体、公益事業者などが所有する地盤情報の収集・公開を進めている。

本要領は、「国土地盤情報データベース」への地盤情報の登録までの手続きを円滑に行うことを目的としている。

※　地盤情報：ボーリング柱状図（PDF、XML）、土質試験結果一覧（PDF、XML）

２　対象工事・業務委託

土木・港湾事業において、地質調査ボーリングを実施する原則全ての工事・業務委託を対象とする。

なお、特記仕様書が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。

３　地盤情報の登録までの実施手順

地盤情報の登録までの実施手順は、工事・業務委託ともに以下のとおりである。

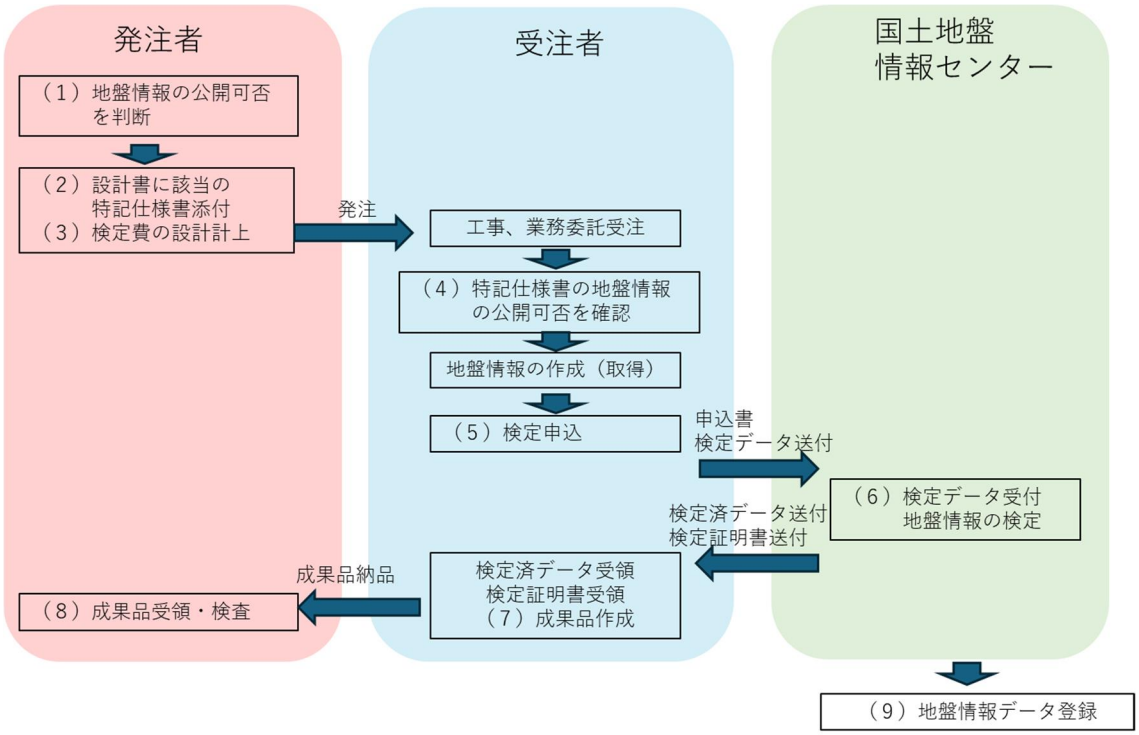

(1)（発注者）地盤情報の公開可否を判断

地盤情報を取得する周辺環境等から地盤情報の公開可否を判断する。

官民が所有する地盤情報等の収集・共有・品質確保、オープン化を目的としていることから、原則は公開可とする。ただし、特段の事情があると判断した地盤情報は、理由を整理（以下の４項目を参考）した上で、公開否とすること。

① 外交、防衛、国際条約に関連する情報（例：自衛隊施設に関連するもの　等）

② 特定の団体や個人に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれのある情報（例：採石や天然ガス等の天然資源、温泉に関連するもの　等）

③ 他機関や個人から提供された情報のうち、利用することを前提としていない情報（例：他機関から委託を受けて調査を行ったもの、利用に当たって地権者の同意を必要とするもの　等）

④ ①から③に該当する情報のほか、利用に当たって特段の事情があると判断する情報

(2)（発注者）該当の特記仕様書添付

(1)で判断した公開可否に応じた特記仕様書を設計書に添付する。

(3)（発注者）検定費の設計計上

「国土地盤情報データベース」の検定費用を適切に設計計上する。

国土地盤情報データベースの検定費用

地盤情報データベースに登録するための検定費 ＝　（ボーリング１本当たりの検定費用）　×　（ボーリング本数） ※検定費は諸経費対象外

地質調査業務費の構成

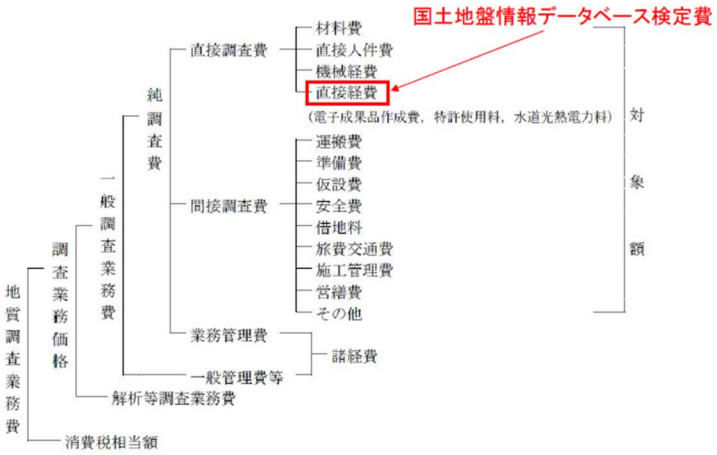

(4)（受注者）特記仕様書の地盤情報の公開可否を確認

契約後に添付されている特記仕様書の公開可否に誤りがないか、検定申込前まで

に発注者に確認する。勘違いや手違いの防止を目的としており、確認方法は問わない。

(5)（受注者）検定申込

(4)の確認結果を基に検定の申込を行う。申込は「一般財団法人　国土地盤情報センター」のホームページ（https://ngic.or.jp/）から行う。

(6)（国土地盤情報センター）検定データ受付・地盤情報の検定

地盤情報の検定は、受付から完了まで２週間程度を必要とする。（年度末などの検定が重なる時期はさらに期間がかかる場合がある）

(7)（受注者）成果品作成

国土地盤情報センターから受領した検定証明書を、電子協議・電子納品運用ガイドライン（案）に規定されている格納フォルダ BORING/OTHRS に格納し、成果品を作成する。（工事・業務委託ともに同じフォルダ）

(8)（発注者）成果品受領・検査

成果品の格納フォルダ BORING/OTHRS に、検定証明書が入っているか確認する。

(9)（国土地盤情報センター）地盤情報データの登録　＜参考情報＞

検定済の地盤情報データを、公開可否に応じて「国土地盤情報データベース」に登録する。※登録手続きは検査後でも問題ない

４　その他

新潟県では、「国土地盤情報データベース」の地盤情報において、公開可で登録した場合は協定締結者しか閲覧できない「限定公開」とし、公開否で登録した場合は非公開となる。